

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2024年10月1日施行

## 「長期収載品の選定療養について（医療機関版）」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2024年4月19日 「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」  
 2024年3月27日 「長期収載品の処方等又は調剤について（通知）」  
 2024年3月27日 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び  
 「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（通知）」  
 2024年3月27日 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（通知）」  
 2024年3月5日 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令」  
 2023年12月20日 厚生労働省 報道資料  
 2023年12月15日 中医協総会資料

（2024年6月7日更新）  
 ・背景の追加などを行いました

資料No.20240607-2099(1)-4

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

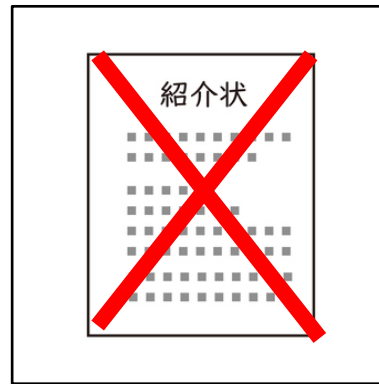
- 長期収載品の選定療養が導入された背景
- 長期収載品の選定療養の内容

- 長期収載品の選定療養が導入された背景
- 長期収載品の選定療養の内容

- 選定療養とは、特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養で、保険導入を前提としない療養です
- 保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるように制度設計したものの1つで、保険外診療にあたるものです
- いわゆる医療サービス等の贅沢なものを対象としており、病室を個室に変更する際の差額ベッド代や紹介状なしの大病院の初診、再診料、金歯等も対象になります。



大部屋から個室への変更  
【差額ベッド代】

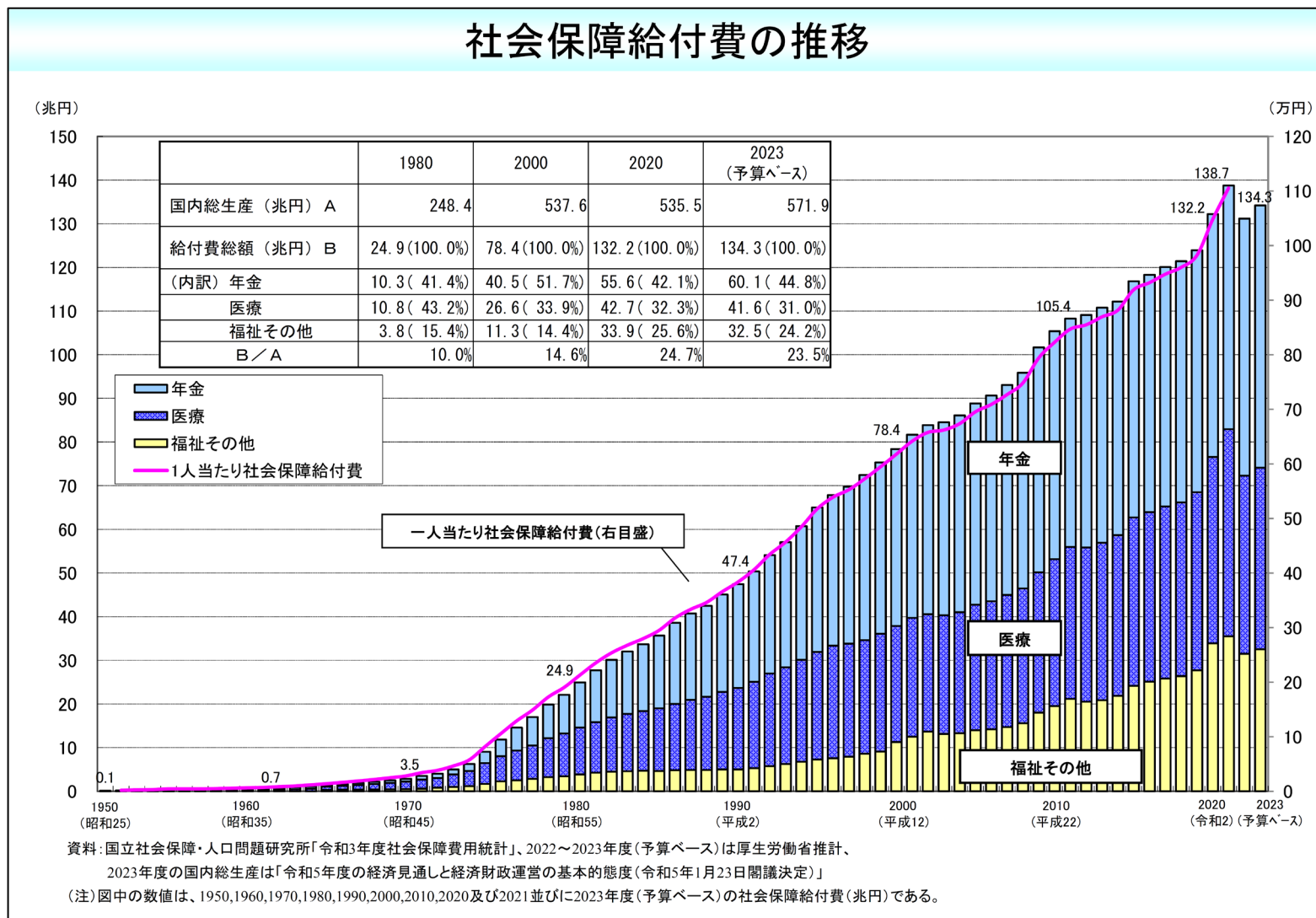


紹介状を持参しないで  
病院へ受診する行為

# 持続可能な社会保障制度の構築

# 創薬力強化に向けたイノベーションの推進

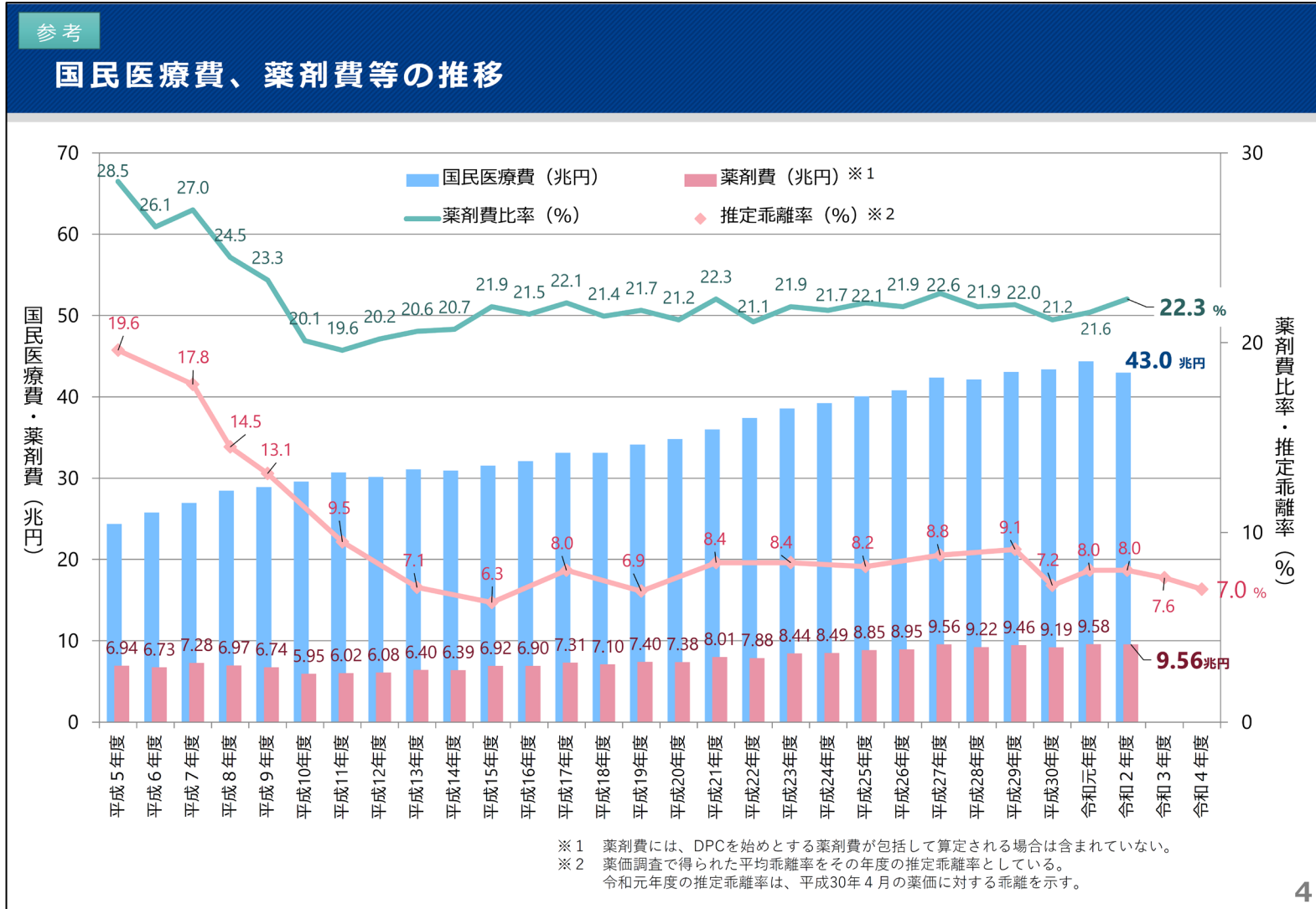
○高齢化、医療の高度化などの影響により社会保障費（年金、医療、福祉等）は年々増加し、1人当たり社会保障給付費も増加しています



(参考) 厚労省サイト「給付と負担について」より日医工(株)が抜粋

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

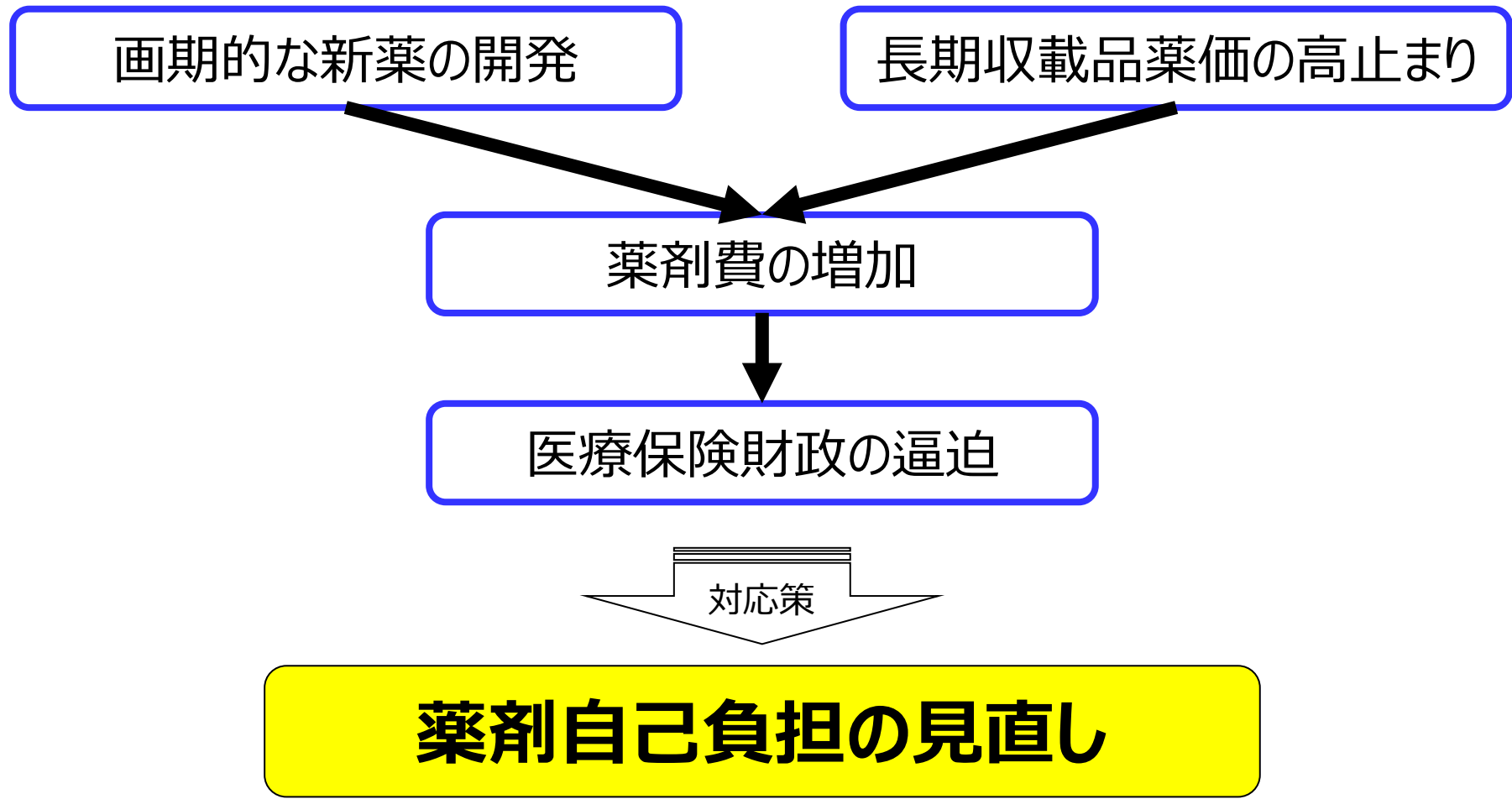
○国民医療費も年々増加傾向にあり、そのうちの薬剤費率は20%程度で推移していますが、金額は増加傾向にあります



(参考) 令和5年8月23日薬価専門部会資料「薬剤費等の年次推移について」より日医工(株)が抜粋

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○画期的な新薬の開発や、長期収載品の薬価が高止まりしていることにより、薬剤費が増加し医療保険財政が逼迫する一方で、国際的に見ると後発品への転換が進んでいない状況から、薬剤の自己負担についての見直しが検討されました

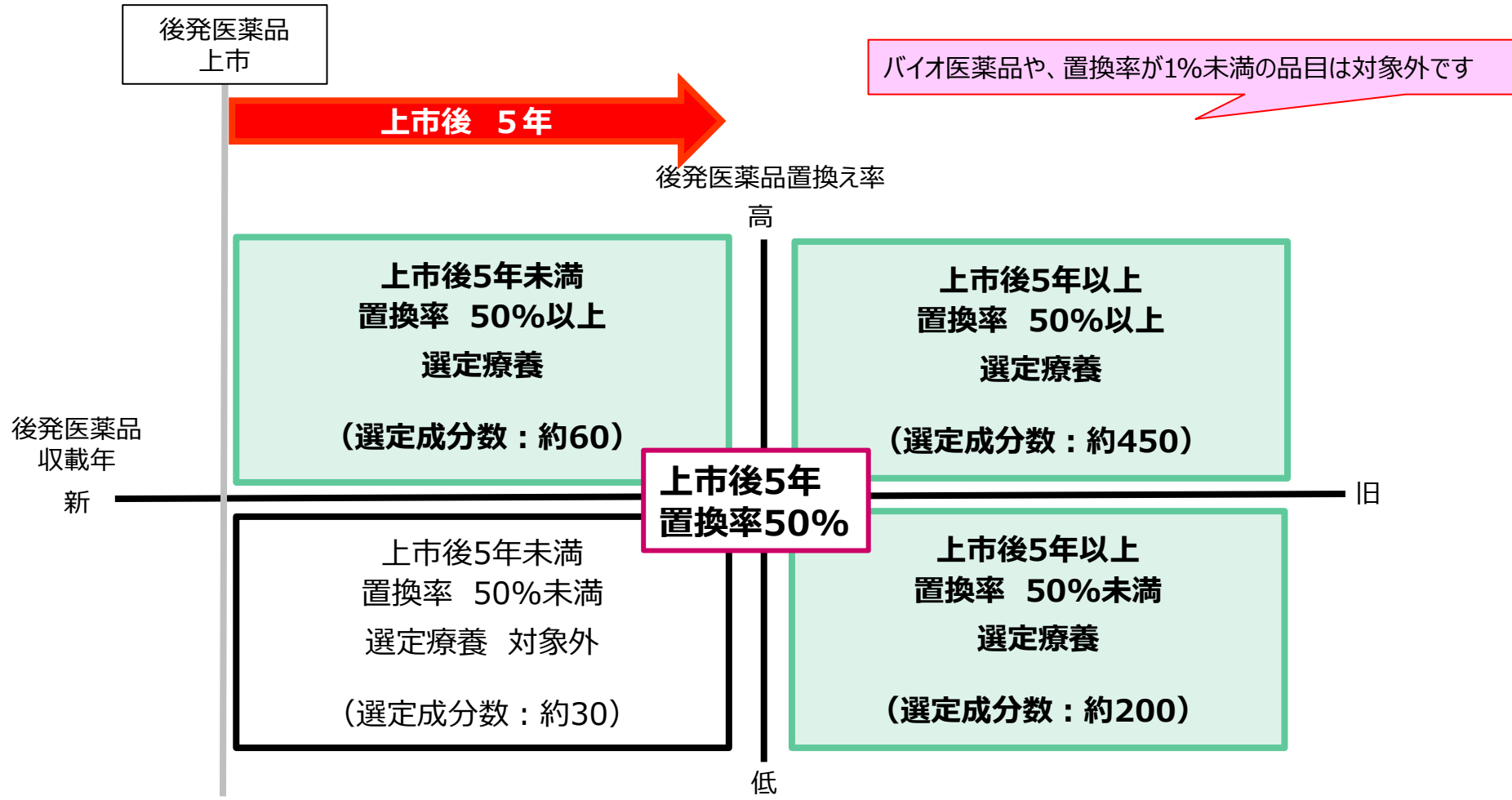




- 長期収載品の選定療養が導入された背景
- 長期収載品の選定療養の内容

# 選定療養の対象品目

- 後発医薬品の上市後5年経過 又は 後発医薬品への置換え率が50%以上 で、後発品のうち最も薬価が高いものの薬価を超えている長期収載品が対象です（注射剤や準先発品も含まれます）
- 対象品目は、厚労省サイトで公開されています [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)



(参考) 2023年12月15日中医協資料「長期収載品(その3)」を参考に日医工(株)が加工

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○厚労省サイトで公開された対象品目を診療報酬上の「C在宅医療」「F投薬」「G注射」の薬剤料として算定する場合に選定療養の対象となり、「処置」や「手術」等で使用される薬剤は対象外です

令和6年3月27日保医発0327第10号

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（抜粋し、一部強調）

(4) 保険外併用療養費の支給額は、所定点数から次に掲げる点数を控除した点数に、当該療養に係る医薬品の薬価から、先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して得た価格に四分の一を乗じて得た価格を控除して得た価格を用いて次の各区分の例により算定した点数を加えた点数をもとに計算されるものである。

- ① **別表第一区分番号 C 2 0 0 に掲げる薬剤**
- ② **別表第一区分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤**
- ③ **別表第一区分番号 G 1 0 0 に掲げる薬剤**
- ④ 別表第二区分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤
- ⑤ 別表第二区分番号 G 1 0 0 に掲げる薬剤
- ⑥ 別表第三区分番号 2 0 に掲げる使用薬剤料

- ・「別表第一」とは医療機関が算定する報酬を定めた「医科診療報酬点数表」のことです
- ・「C200」とは在宅医療で使用された薬剤のことです
- ・「F200」とは、投薬で使用された薬剤のことで院内で処方した内服薬や外用薬が含まれます
- ・「G100」とは、注射で使用された薬剤のことで、外来化学療法など院内で投与した注射剤が含まれます

医科診療報酬点数表

A初・再診料	A入院料等	B医学管理等	<b>C在宅医療</b>	D検査
E画像診断	<b>F投薬</b>	<b>G注射</b>	Hリハビリテーション	I精神科専門療法
J処置	K手術	L麻酔	M放射線療法	N病理診断
Oその他				

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○厚労省サイトで公開された対象品目であっても使用目的により、選定療養の対象外となる場合があります

## 医療用医薬品

後発品上市後**5年以上**

後発品の中に★がない

選定療養対象医薬品リストに掲載された薬剤

**C在宅医療、F投薬、G注射で使用する薬剤**  
⇒ **選定療養の対象**

後発品置換率1%以上

後発品上市後**5年未満**

後発品の中に★がない

選定療養対象医薬品リストに掲載された薬剤

**C在宅医療、F投薬、G注射で使用する薬剤**  
⇒ **選定療養の対象**

後発品置換率50%以上

○入院患者に使用した場合

○「処置」や「手術」などで使用した場合  
（「在宅」「投薬」「注射」で使用しない場合）

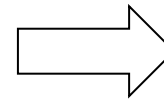
○医療上の必要性がある場合

○後発品の提供が困難な場合

○2024年3月27日の通知では、公費負担患者の取扱いについて記載がないことから、公費負担患者も長期収載品の選定療養の対象になると考えられます  
 (別途通知等で、異なる見解が示された場合はこの限りではございません)

## 【紹介状なしの病院受診】

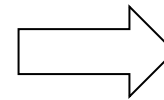
・通知に公費等患者を対象外とする記載あり



選定療養の  
対象外

## 【差額ベッド代】

・通知に公費等患者を対象外とする記載なし



選定療養の  
対象

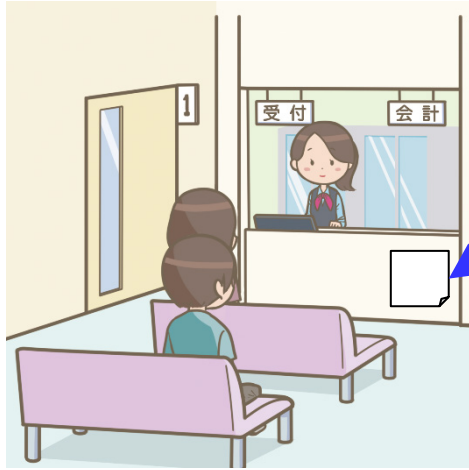
## 【長期収載品の選定療養】

・通知に公費等患者を対象外とする記載なし



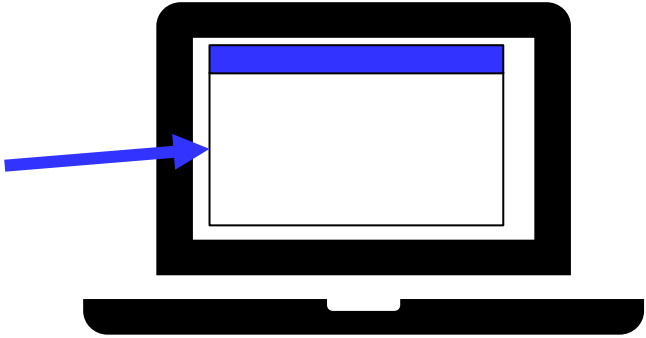
選定療養の  
対象か？

## ○制度の趣旨と特別の料金（選定療養費）について、院内にわかりやすい掲示とウェブサイトに掲載



【長期収載品の選定療養について】

- 長期収載品とは、……
- 長期収載品を選択される場合、差額の一部を徴収させていただきます
- ……



※2025年5月末まで経過措置  
 ※自ら管理するホームページを持たない医療機関は除外

## ○処方医による患者への十分な情報提供（患者の自由な選択と同意を得る）



令和6年3月27日保医発0327第11号  
 「長期収載品の処方等又は調剤について」（日医工（株）が抜粋し、一部強調）

2 長期収載品の処方箋の交付等に係る基本的な考え方について  
 (2) **処方医は**、選定療養に係る処方にあたり、後発医薬品が選択可能であること、長期収載品を患者が希望した場合には特別の料金が生じ得ること等に関し、**患者に十分な説明を行うこと**。また、保険薬局の薬剤師も、調剤時に同様の事項を説明し、患者の希望を確認すること。

## ○ 保険給付分の自己負担の金額と保険外（選定療養費）の自己負担分の金額を明確に区別した領収書の交付

(別紙様式1) (医科診療報酬の例)

### 領 収 証

患者番号		氏 名		請 求 期 間 (入院の場合)			
		様		年 月 日 ~		年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家	区 分
			年 月 日				
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	病理診断	その他	診断群分類 (DPC)	食事療養	生活療養		
点	点	点	円	円			
保険外負担	評価療養・選定療養	その他					
	(内訳)	(内訳)					
				保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担	
			合 計	円	円	円	円
			負担額	円	円	円	円
			領収額合計				円

※厚生労働省が定める診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されています。

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇  
〇〇病院 〇〇 〇〇

領収印

## ○ (長期収載品を選定療養の対象とせず、保険給付とする場合) 理由のうち該当するものをレセプトの摘要欄に記載

理由の具体例は今後提示される予定



- 医薬品毎の判断が薬局に明確に伝わるようにすることを目的として、2024年10月1日から処方箋様式の「変更不可」欄が「変更不可（医療上必要）」欄と「患者希望」欄に変わります（当分の間は、改正前の処方箋に手書きで修正して使用することもできます）

処方	変更不可 <small>(医療上必要)</small>	患者希望	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更にし支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。	使用期間	処方箋を提出する日以前に保険薬局に提出すること。
				リフィル可 <input type="checkbox"/> (      回)	
備	保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。		

○（後発品の使用に差し支えがないと判断し、患者の希望がない場合）

- ・一般名処方が望ましい

記載要領通知より抜粋

・一般名処方に対して「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」が記載されることはあり得ないものである

○（医療上の必要性があると判断した場合）

- ・処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を医薬品毎に記載し、署名又は記名押印
- ・理由のうち該当するものをレセプトの摘要欄に記載

		使用期間	（必ずしも必ずしも医療機関に提出すること。）
処 方	変更不可 （医療上必要）	患者希望	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。
		リフィル可 <input type="checkbox"/> ( 回)	
備	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。	

記載要領通知より抜粋

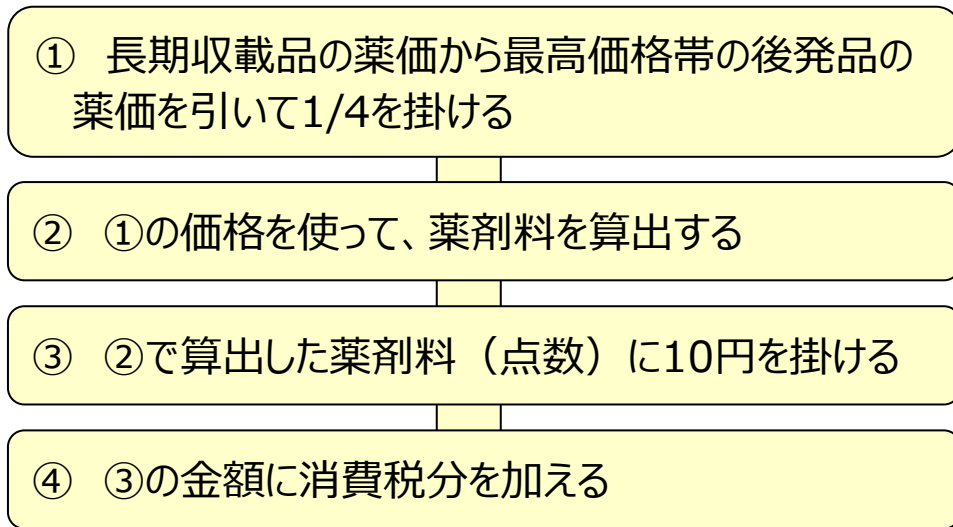
・この場合に「患者希望」欄には「✓」又は「×」は記載しない

○（患者希望により長期収載品を銘柄処方する場合）

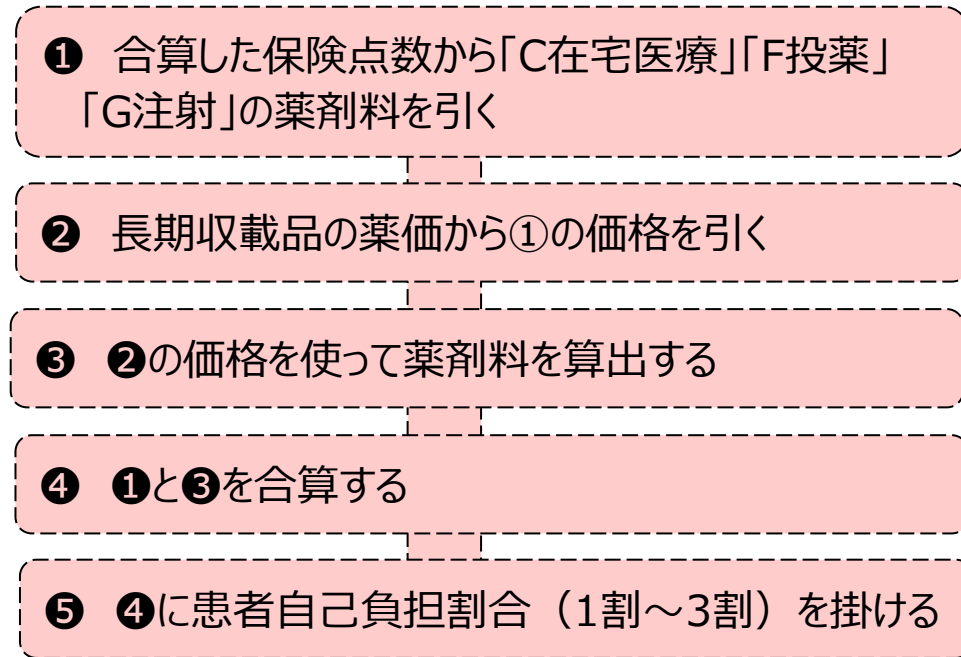
- ・「患者希望」欄に「✓」又は「×」を医薬品毎に記載

○選定療養費は、長期収載品の薬価から後発品の薬価（最も高いもの）を引いた価格をもとに算定した薬剤料（点数）に10円をかけて、その金額に消費税分を加えた額となります

## 【選定療養費の計算】

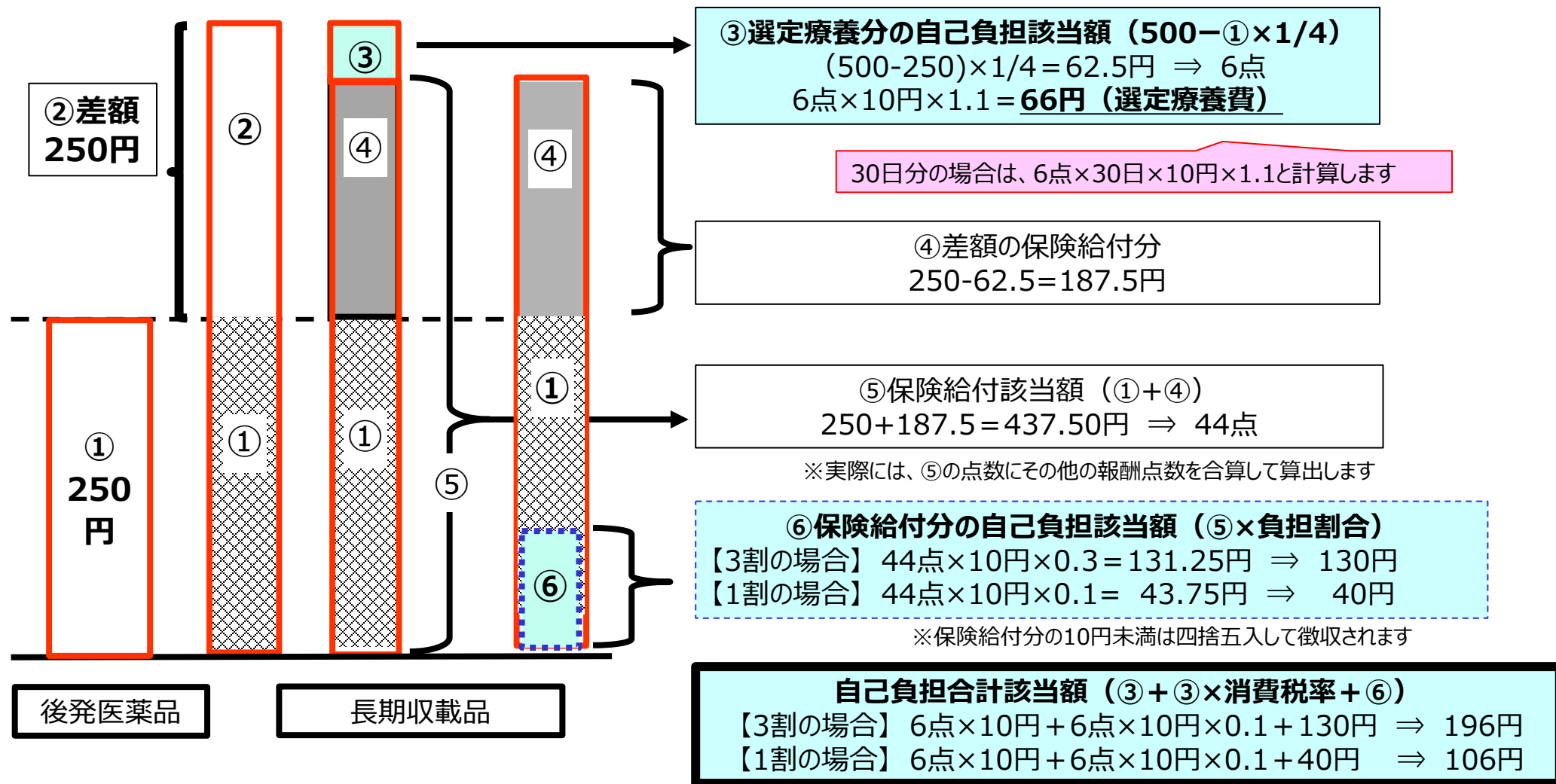


## 【保険外併用療養費（保険給付分）の計算】



**自己負担合計該当額**

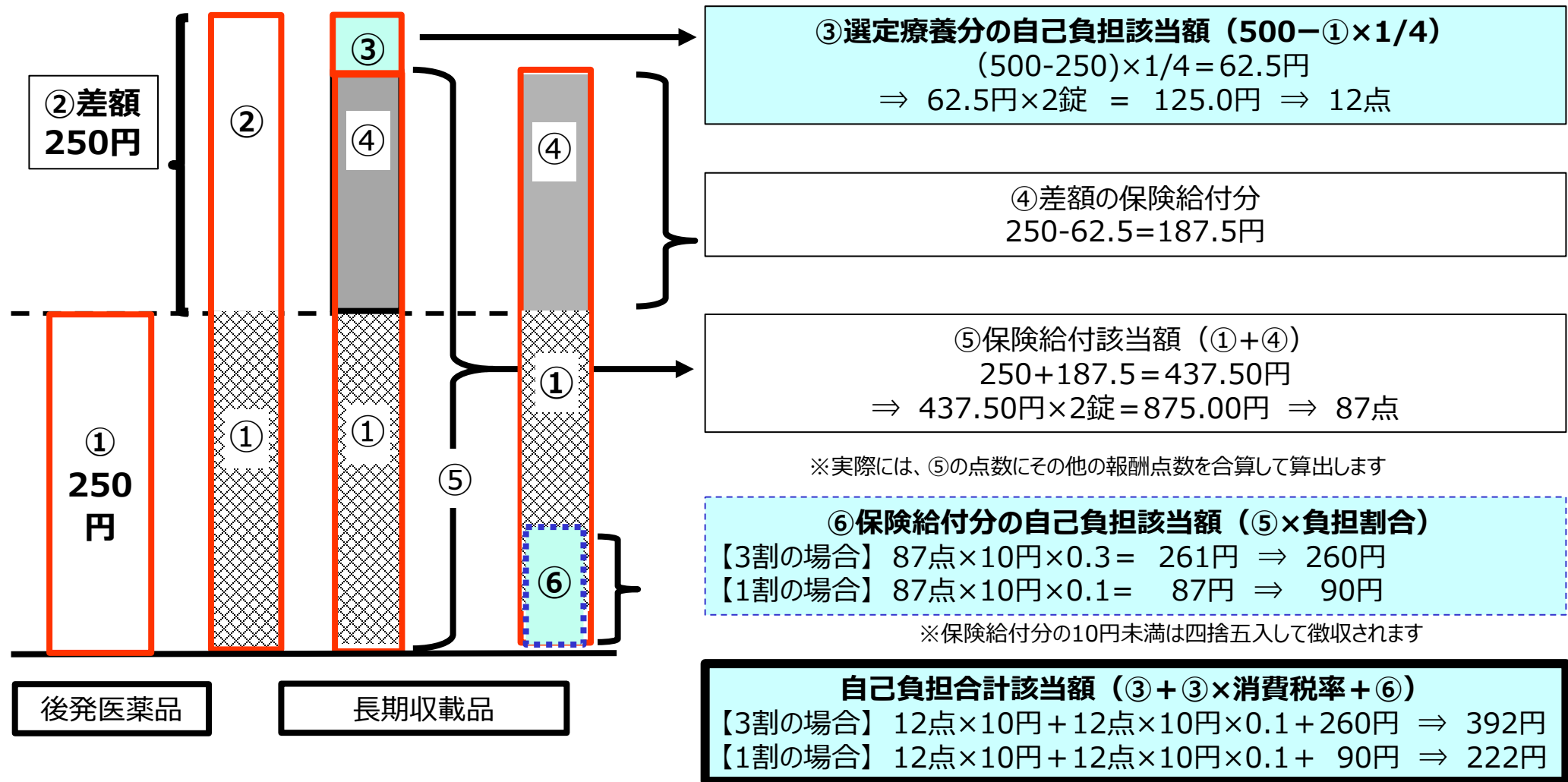
【例】 後発医薬品最高価格帯① 250円 長期収載品 500円 の場合



2023年12月15日 中医協資料 長期収載品 (その3) を参考に日医工 (株) が作成

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

【例】 後発医薬品最高価格帯① 250円 長期収載品 500円 の場合



2023年12月15日 中医協資料 長期収載品 (その3) を参考に日医工 (株) が作成

本資料は、2024年4月19日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 2024年10月から、長期収載品の保険給付の在り方の見直しとして、選定療養の仕組みが導入され、長期収載品を選択した場合の患者負担額が大きくなります
- 後発医薬品の上市後5年以上経過したもの 又は 後発医薬品の置換率が50%以上となったものが対象です （注射剤や準先発品も対象に含まれます）
- 品目リストは、2024年4月19日に厚労省サイトで公開されました
- 外来患者（院内処方、院外処方）、在宅患者が対象で、入院患者は対象外です
- 診療報酬上の「在宅医療」「投薬」「注射」の薬剤料として算定する薬剤が対象で、「処置」や「手術」で使用される薬剤は対象外です
- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合 又は 後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります
- 公費負担患者については、2024年3月27日の通知では記載がないことから選定療養の対象と考えられます（今後通知等で異なる見解が示された場合は、この限りではありません）
- 選定療養費としての徴収額は、
  - ① 長期収載品と後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1を算出し、
  - ② 差額の4分の1を基に薬剤料（点数）を算出し、
  - ③ 薬剤料に10円をかけた金額に、消費税額に相当する金額を加えます

- ① 制度の趣旨と選定療養費について、院内の見やすい場所に患者にとってわかりやすく掲示
- ② ①の内容をウェブサイトに掲載（2025年5月末まで経過措置）  
※自ら管理するホームページ等を有しない医療機関は除外
- ③ 患者に対して十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意を得る
- ④ 【院内処方の場合】
  - ・保険給付の自己負担の金額と選定療養費の自己負担分の金額を明確に区別した領収書の交付
  - ・長期収載品を選定療養の対象とせず保険給付とする場合は、レセプトに理由を記載（理由の具体的な内容は追って通知されること）
- ⑤ 【院外処方の場合】
  - ・後発品の使用に差し支えがないと判断し、患者の希望がない場合は一般名処方が望ましい（一般名処方の場合は、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄に「✓」又は「×」は記載しない）
  - ・医療上の必要性により後発品への変更に差し支えがあると判断した場合は、処方箋の「変更不可（医療上必要）」欄に「✓」又は「×」を医薬品毎に記載するとともに署名又は記名・押印し、レセプトに理由を記載
  - ・患者の希望により長期収載品を銘柄処方する場合は、「患者希望」欄に「✓」又は「×」を医薬品毎に記載





**薬剤師の皆様に見て頂きたい**

# Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

**「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」**  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>





日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC／PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>